

地方公務員の給与の仕組み

給与決定の諸原則

① 職務給の原則

職員の給与は、職務と責任に応ずるものでなければならない。（地方公務員法第24条第1項）

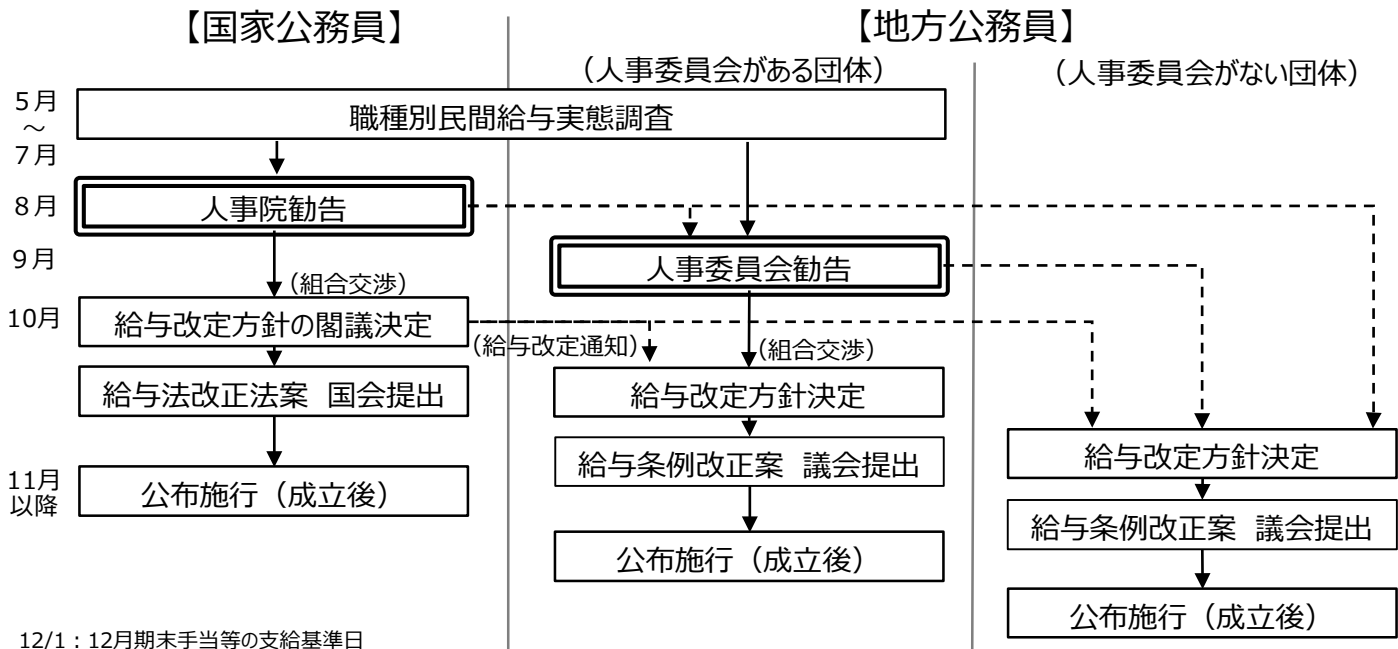
② 均衡の原則

職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。（同法第24条第2項）

③ 条例主義

職員の給与は、条例で定めなければならず、また、法律又はこれに基づく条例に基づかない限り支給することができない。（同法第24条第5項）

給与改定の手順



地方公務員の給与表の仕組み

給料の支給額は、給料表における「級」と「号給」の組み合わせで決定される。
(職種に応じて異なる給料表が適用される。)

(例) A県の条例より

医療職給料表										
小中学校教育職給料表										
警察職給料表										
一般行政職給料表										
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	104		298,100	346,300						
	105		298,300	346,800						
	106		298,600	347,200						
	107		299,000	347,600						
	108		299,300	348,000						
	109		299,500	348,500						
	110		299,900	348,900						
	111		300,300	349,200						
	112		300,600	349,500						
	113		300,800	350,000						
	114		301,000							
	115		301,300							
	116		301,700							
	117		301,900							
	118		302,100							
	119		302,400							
	120		302,700							
	121		303,100							
	122		303,300							
	123		303,600							
	124		303,900							
	125		304,200							
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

職務の「級」

- ・職務の複雑、困難及び責任の度に応じて区分するもの
- ・地方公共団体において級別職務分類表を定める。
- ・級の上昇が「昇格」

「号給」

- ・同一級をさらに細分化するもの
- ・職務経験年数による職務の習熟を給与に反映させる。
- ・号給の上昇が「昇給」

<昇給の例>

- ・成績区分が「優良」で4号給昇給
- ・成績区分が「非常に優秀」で6号給昇給
- ・成績区分が「卓越して優秀」で8号給以上昇給

地方公務員の等級別基準職務表（例）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	具体的な職名
1 級	定型的な業務を行う職務	主事
2 級	1 主任の業務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	主任
3 級	係長の職務	係長
4 級	1 本庁又は委員会等の事務局の課長補佐の職務 2 地方機関の課長の職務	課長補佐 地域振興局課長
5 級	1 困難な業務を行う本庁又は委員会等の事務局の課長補佐の職務 2 地方機関の次長の職務	課長補佐 〇〇センター副所長
6 級	1 本庁又は委員会等の事務局の課長の職務 2 地方機関の長の職務 3 困難な業務を行う地方機関の次長の職務	課長 児童相談所所長
7 級	1 困難な業務を行う本庁又は委員会等の事務局の課長の職務 2 困難な業務を行う地方機関の長の職務 3 困難な業務を行う規模の大きい地方機関の次長の職務	課長 政策監 地域振興局次長
8 級	1 本庁の次長の職務 2 委員会等の事務局の長の職務 3 困難な業務を行う規模の大きい地方機関の長の職務	次長 事務局長 地域振興局長
9 級	1 本庁の部長の職務 2 会計管理者の職務 3 困難な業務を行う委員会等の事務局の長の職務	部長 会計管理者 事務局長

令和4年地方公務員給与実態調査結果のポイント

ラスパイレス指数(全団体加重平均)

○ 令和4年4月1日現在 98.9 (前年 99.0 Δ0.1)

※ラスパイレス指数:全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

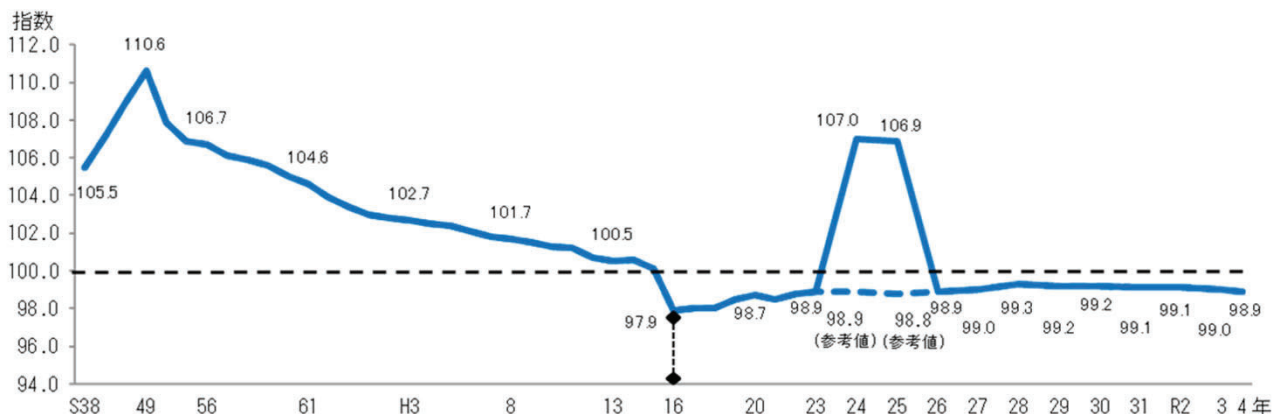
(1) 団体区分別平均

区 分	S49.4.1	R3.4.1	R4.4.1	増 減	
				S49→R4	R3→R4
全地方公共団体平均	110.6	99.0	98.9	Δ 11.7	Δ 0.1
都道府県	111.3	99.9	99.8	Δ 11.5	Δ 0.1
指定都市	116.1	99.7	99.7	Δ 16.4	0.0
市	113.8	98.8	98.7	Δ 15.1	Δ 0.1
町村	99.2	96.3	96.3	Δ 2.9	0.0
特別区	—	98.9	98.8	—	Δ 0.1

(2) 団体区分別最高値・最低値

区 分	R4.4.1			
	最高値		最低値	
都道府県	102.2	静岡県	95.8	鳥取県
指定都市	102.7	仙台市	97.1	大阪市
市	103.4	千葉県八千代市	89.4	北海道夕張市
町村	103.0	千葉県芝山町	74.3	沖縄県多良間村

(3) ラスパイレス指数の推移



※参考値:給与改定・臨時特例法による国家公務員の給与削減措置がないとした場合の値。

1 地方公務員給与実態調査結果等

1	ラスパイレス指数等の状況	P1
(1)	団体区分別の推移	P1
(2)	分布状況の推移	P1
(3)	都道府県のラスパイレス指数の状況	P2
(4)	指定都市のラスパイレス指数の状況	P2
(5)	中核市のラスパイレス指数の状況	P3
(6)	市区町村のラスパイレス指数の状況	P4
2	平均給与月額	P6
3	特殊勤務手当	P8
【参考】	地域手当補正後ラスパイレス指数	P9
【参考】	ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値	P10

令和4年12月
総 務 省

(連絡先)
自治行政局 公務員部 給与能率推進室
担当：神谷課長補佐・佐藤係長
電話：03-5253-5550(直)
03-5253-5111(代)(内線23252)

1 ラスパイレス指数等の状況

(1) 団体区分別の推移

＜第1表 団体区分別ラスパイレス指数（一般行政職）＞

区 分	S 49.4.1	H14.4.1	H24.4.1		R3.4.1	R4.4.1	増 減	
			指数	参考値			S49→R4	R3→R4
全地方公共団体平均	110.6	100.6	107.0	98.9	99.0	98.9	△ 11.7	△ 0.1
都道府県	111.3	102.2	107.5	99.3	99.9	99.8	△ 11.5	△ 0.1
指定都市	116.1	103.4	109.3	101.1	99.7	99.7	△ 16.4	0.0
市	113.8	101.2	106.9	98.8	98.8	98.7	△ 15.1	△ 0.1
町村	99.2	96.0	103.3	95.5	96.3	96.3	△ 2.9	0.0
特別区	－	102.1	108.3	100.1	98.9	98.8	－	△ 0.1

※1 S49.4.1の全地方公共団体平均（110.6）は、過去最高値。
※2 S49.4.1現在の全地方公共団体平均は、特別区を含んでいない。
※3 「参考値」は、国家公務員の給与改定・臨時特例法による給与減額措置（平成24年度～平成25年度）がないとした場合の値。

(2) 分布状況の推移

＜第2表 全地方公共団体のラスパイレス指数の分布状況（一般行政職）＞（団体数）

区 分	S 49.4.1	H14.4.1	H24.4.1		R3.4.1	R4.4.1	増 減	
			指数	参考値			S49→R4	R3→R4
110以上	793 (23.9%)	0 (0.0%)	93 (5.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	△ 793	0
105以上	574 (17.3%)	22 (0.7%)	799 (44.7%)	2 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	△ 574	0
100以上105未満	628 (18.9%)	745 (22.7%)	680 (38.0%)	303 (16.9%)	239 (13.4%)	231 (12.9%)	△ 397	△ 8
100未満	1,321 (39.8%)	2,521 (76.7%)	217 (12.1%)	1,484 (83.0%)	1,549 (86.6%)	1,557 (87.1%)	236	8
内 訳	95以上 100未満	1,487 (45.2%)	182 (10.2%)	969 (54.2%)	1,198 (67.0%)	1,212 (67.8%)	236	14
	90以上 95未満	1,321 (39.8%)	811 (24.7%)	450 (25.2%)	324 (18.1%)	324 (18.1%)		0
	90未満	223 (6.8%)	7 (0.4%)	65 (3.6%)	27 (1.5%)	21 (1.2%)		△ 6
合 計	3,316 (100.0%)	3,288 (100.0%)	1,789 (100.0%)	1,789 (100.0%)	1,788 (100.0%)	1,788 (100.0%)	△ 1,528	0

※1 S49.4.1には、特別区を含まない。
※2 S49.4.1及びS49→R4の増減のラスパイレス指数100未満の内訳については、分離できない。

（参考） 団体区分別ラスパイレス指数の分布状況（一般行政職）R4.4.1 現在（団体数）

区 分	都道府県	指定都市	市	町村	特別区	合計
105以上	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
100以上105未満	20 (42.6%)	13 (65.0%)	156 (20.2%)	40 (4.3%)	2 (8.7%)	231 (12.9%)
100未満	27 (57.4%)	7 (35.0%)	616 (79.8%)	886 (95.7%)	21 (91.3%)	1,557 (87.1%)
内 訳	95以上 100未満	27 (57.4%)	7 (35.0%)	556 (72.0%)	601 (64.9%)	21 (91.3%)
	90以上 95未満	0 (0.0%)	0 (0.0%)	59 (7.6%)	265 (28.6%)	0 (0.0%)
	90未満	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	20 (2.2%)	0 (0.0%)
合 計	47 (100.0%)	20 (100.0%)	772 (100.0%)	926 (100.0%)	23 (100.0%)	1,788 (100.0%)

(3) 都道府県のラスパイレース指数の状況《指数が高い順》

＜第3表 都道府県のラスパイレース指数＞

順位	都道府県名	R4.4.1	R3.4.1	
			指数	順位
1	静岡県	102.2	102.2	1
2	愛知県	101.3	102.1	2
2	三重県	101.3	101.4	4
4	埼玉県	100.7	101.0	5
4	神奈川県	100.7	101.6	3
4	大阪府	100.7	100.9	6
7	東京都	100.6	100.8	7
7	福岡県	100.6	100.6	10
9	山梨県	100.5	100.4	12
9	岡山県	100.5	100.5	11
9	広島県	100.5	100.8	7
12	福島県	100.4	100.4	12
12	長野県	100.4	100.2	16
14	秋田県	100.2	100.2	16
14	茨城県	100.2	100.4	12
14	栃木県	100.2	100.3	15
17	群馬県	100.1	100.2	16
17	滋賀県	100.1	100.7	9
19	宮城県	100.0	100.1	19
19	山形県	100.0	100.0	20
21	佐賀県	99.9	99.9	21
22	千葉県	99.7	99.8	22
23	岩手県	99.6	99.5	26
23	和歌山県	99.6	99.5	26

順位	都道府県名	R4.4.1	R3.4.1	
			指数	順位
25	石川県	99.5	99.8	22
25	岐阜県	99.5	99.6	25
25	兵庫県	99.5	99.8	22
28	富山県	99.4	99.3	32
28	熊本県	99.4	99.5	26
30	福井県	99.3	99.4	30
30	大分県	99.3	99.3	32
32	奈良県	99.2	99.4	30
33	北海道	99.1	99.2	34
33	新潟県	99.1	99.1	35
35	京都府	99.0	99.5	26
35	山口県	99.0	98.9	37
35	徳島県	99.0	99.1	35
38	香川県	98.9	98.8	38
39	高知県	98.8	98.8	38
40	愛媛県	98.6	98.7	40
41	長崎県	98.2	98.2	42
42	島根県	98.1	98.5	41
42	沖縄県	98.1	98.1	43
44	宮崎県	97.4	97.4	44
45	青森県	96.8	96.8	45
46	鹿児島県	96.3	96.2	46
47	鳥取県	95.8	95.5	47

(4) 指定都市のラスパイレース指数の状況《指数が高い順》

＜第4表 指定都市のラスパイレース指数＞

順位	指定都市名	R4.4.1	R3.4.1	
			指数	順位
1	仙台市	102.7	102.5	1
2	静岡市	102.2	102.3	2
3	北九州市	101.7	101.7	4
3	福岡市	101.7	101.7	4
5	さいたま市	101.6	101.8	3
6	岡山市	100.8	100.5	9
7	千葉市	100.7	100.9	7
7	川崎市	100.7	100.6	8
9	神戸市	100.3	100.2	10
10	横浜市	100.1	99.9	14

順位	指定都市名	R4.4.1	R3.4.1	
			指数	順位
10	浜松市	100.1	100.2	10
10	堺市	100.1	100.2	10
13	熊本市	100.0	100.0	13
14	広島市	99.9	99.8	15
15	札幌市	99.6	99.6	16
16	新潟市	99.1	99.0	18
17	京都市	99.0	101.0	6
18	名古屋市	98.9	99.1	17
19	相模原市	98.8	99.0	18
20	大阪市	97.1	96.7	20

(5) 中核市(全62市)のラスパイレス指数の状況《指数が高い順》

＜第5表 中核市(全62市)のラスパイレス指数＞

順位	中核市名	R4.4.1	R3.4.1	
			指数	順位
1	越谷市	103.3	103.4	1
2	柏市	102.6	102.7	2
3	宇都宮市	101.7	101.6	4
3	川越市	101.7	102.3	3
5	西宮市	101.5	101.5	6
6	姫路市	101.4	101.2	9
7	福島市	101.2	101.5	6
7	川口市	101.2	101.6	4
9	郡山市	100.8	100.9	11
10	山形市	100.7	100.8	13
10	高松市	100.7	100.9	11
12	横須賀市	100.6	100.5	19
13	倉敷市	100.5	101.3	8
13	福山市	100.5	100.7	15
13	大分市	100.5	100.2	22
16	いわき市	100.4	100.6	17
16	富山市	100.4	100.8	13
16	一宮市	100.4	100.6	17
16	東大阪市	100.4	100.5	19
16	明石市	100.4	100.2	22
21	吹田市	100.3	100.7	15
22	長野市	100.2	100.1	24
22	岡崎市	100.2	100.4	21
24	豊田市	100.0	100.0	26
24	豊中市	100.0	100.1	24
26	大津市	99.9	99.9	28
27	岐阜市	99.8	101.1	10
27	久留米市	99.8	99.3	38
29	高崎市	99.7	99.8	30
29	船橋市	99.7	99.9	28
29	鹿児島市	99.7	99.5	34

順位	中核市名	R4.4.1	R3.4.1	
			指数	順位
32	福井市	99.6	100.0	26
33	金沢市	99.5	99.4	35
34	水戸市	99.3	99.8	30
34	松本市	99.3	99.3	38
34	下関市	99.3	99.7	33
37	和歌山市	99.2	99.2	40
38	前橋市	99.1	99.4	35
39	松山市	99.0	98.9	45
40	奈良市	98.8	99.8	30
40	松江市	98.8	98.8	49
40	高知市	98.8	99.1	41
43	佐世保市	98.7	99.1	41
43	宮崎市	98.7	98.9	45
45	旭川市	98.6	98.5	51
46	盛岡市	98.5	99.0	43
47	甲府市	98.3	98.9	45
47	八尾市	98.3	99.0	43
47	呉市	98.3	98.6	50
50	豊橋市	98.1	99.4	35
51	枚方市	98.0	98.2	53
52	高槻市	97.9	98.9	45
53	秋田市	97.8	97.9	56
53	長崎市	97.8	98.0	54
55	那覇市	97.7	97.8	58
56	八戸市	97.6	98.0	54
56	尼崎市	97.6	98.3	52
58	八王子市	97.5	97.9	56
59	函館市	97.3	97.5	59
60	鳥取市	97.0	97.0	60
61	青森市	96.8	97.0	60
62	寝屋川市	94.1	95.3	62

(6) 市区町村(指定都市及び中核市を除く全1,659団体)のラスパイレス指数の状況

＜第6表 市区町村のラスパイレス指数上位50団体及び下位50団体＞

(上位団体)

順位	市区町村名		R4.4.1	R3.4.1	
				指数	順位
1	千葉県	八千代市	103.4	101.4	40
2	千葉県	芝山町	103.0	104.3	2
2	神奈川県	座間市	103.0	102.8	8
4	千葉県	富津市	102.8	102.9	6
5	静岡県	熱海市	102.7	102.7	10
5	京都府	大山崎町	102.7	104.4	1
7	静岡県	三島市	102.6	103.1	4
8	静岡県	沼津市	102.4	102.7	10
9	千葉県	流山市	102.3	103.0	5
10	神奈川県	南足柄市	102.2	102.9	6
11	千葉県	九十九里町	102.1	101.6	29
11	愛知県	豊川市	102.1	102.1	15
11	三重県	四日市市	102.1	102.1	15
14	千葉県	匝瑳市	102.0	101.3	43
14	神奈川県	山北町	102.0	102.8	8
16	千葉県	長生村	101.9	101.9	22
16	神奈川県	秦野市	101.9	102.0	17
16	神奈川県	愛川町	101.9	102.0	17
16	静岡県	富士市	101.9	101.9	22
16	静岡県	掛川市	101.9	102.2	13
16	静岡県	藤枝市	101.9	102.2	13
16	静岡県	袋井市	101.9	102.3	12
23	静岡県	湖西市	101.8	101.8	24
24	京都府	宇治市	101.7	101.4	40
25	千葉県	木更津市	101.6	101.7	25
25	千葉県	鎌ヶ谷市	101.6	100.9	73
25	千葉県	浦安市	101.6	101.5	36
25	静岡県	富士宮市	101.6	102.0	17
29	埼玉県	上尾市	101.5	101.0	63
29	埼玉県	蕨市	101.5	101.6	29

順位	市区町村名		R4.4.1	R3.4.1	
				指数	順位
29	千葉県	市川市	101.5	101.5	36
29	神奈川県	海老名市	101.5	101.7	25
29	福岡県	筑紫野市	101.5	101.7	25
34	千葉県	山武市	101.4	102.0	17
34	静岡県	御殿場市	101.4	101.2	48
34	愛知県	犬山市	101.4	101.1	53
34	三重県	朝日町	101.4	101.5	36
34	福岡県	大野城市	101.4	100.5	106
39	茨城県	東海村	101.3	101.1	53
39	埼玉県	所沢市	101.3	101.4	40
39	滋賀県	守山市	101.3	103.4	3
42	北海道	上川町	101.2	100.4	116
42	埼玉県	熊谷市	101.2	101.0	63
42	埼玉県	狭山市	101.2	100.6	97
42	千葉県	習志野市	101.2	101.7	25
42	千葉県	白井市	101.2	101.3	43
42	愛知県	蒲郡市	101.2	101.2	48
48	青森県	六ヶ所村	101.1	100.9	73
48	福島県	須賀川市	101.1	101.0	63
48	福島県	喜多方市	101.1	101.1	53
48	千葉県	松戸市	101.1	101.1	53
48	東京都	中央区	101.1	101.3	43
48	神奈川県	藤沢市	101.1	101.2	48
48	愛知県	小牧市	101.1	101.0	63
48	愛知県	知立市	101.1	100.4	116
48	滋賀県	草津市	101.1	101.0	63
48	京都府	長岡京市	101.1	101.2	48
48	大阪府	忠岡町	101.1	101.6	29
48	兵庫県	芦屋市	101.1	100.8	82
48	奈良県	天理市	101.1	100.0	167
48	山口県	周南市	101.1	101.6	29

(下位団体)

順位	市区町村名		R4.4.1	R3.4.1	
				指数	順位
1	沖縄県	多良間村	74.3	79.1	1
2	大分県	姫島村	81.2	81.1	3
3	東京都	青ヶ島村	82.5	84.0	5
4	東京都	御蔵島村	83.7	79.6	2
5	沖縄県	渡名喜村	85.4	89.8	23
6	新潟県	粟島浦村	85.8	82.4	4
7	沖縄県	与那国町	87.4	84.5	6
8	長野県	根羽村	88.2	91.9	74
8	鹿児島県	伊仙町	88.2	88.4	11
10	東京都	利島村	88.4	92.5	106
11	長野県	泰阜村	88.5	89.3	18
12	東京都	八丈町	88.8	88.2	9
12	鹿児島県	与論町	88.8	87.6	8
14	秋田県	八郎潟町	89.2	89.8	23
15	北海道	夕張市	89.4	89.3	18
16	福島県	双葉町	89.5	86.9	7
17	宮城県	丸森町	89.6	89.2	16
18	鹿児島県	徳之島町	89.7	88.8	12
19	沖縄県	南大東村	89.8	90.1	28
20	東京都	新島村	89.9	89.6	22
20	和歌山県	高野町	89.9	88.8	12
22	群馬県	上野村	90.0	88.9	14
23	福島県	昭和村	90.1	93.0	138
23	東京都	大島町	90.1	90.3	33
23	福井県	池田町	90.1	89.2	16
26	青森県	大鰐町	90.2	91.1	48

順位	市区町村名		R4.4.1	R3.4.1	
				指数	順位
26	山梨県	小菅村	90.2	89.9	26
26	愛媛県	上島町	90.2	89.0	15
29	群馬県	神流町	90.3	92.6	112
30	鳥取県	日野町	90.4	91.7	65
30	沖縄県	今帰仁村	90.4	91.2	52
32	東京都	三宅村	90.5	90.4	38
32	愛知県	東栄町	90.5	90.1	28
32	高知県	梼原町	90.5	90.2	31
35	福島県	葛尾村	90.7	89.9	26
35	鳥取県	南部町	90.7	91.6	61
37	長野県	北相木村	90.8	90.1	28
38	青森県	西目屋村	90.9	92.1	85
38	長野県	売木村	90.9	91.6	61
40	秋田県	上小阿仁村	91.0	92.2	90
40	長野県	川上村	91.0	91.9	74
40	長野県	野沢温泉村	91.0	91.8	71
40	奈良県	下北山村	91.0	91.9	74
40	徳島県	海陽町	91.0	91.1	48
40	熊本県	産山村	91.0	91.4	57
40	沖縄県	北大東村	91.0	90.3	33
47	岩手県	野田村	91.1	91.7	65
48	福岡県	大任町	91.2	90.8	40
49	新潟県	田上町	91.3	91.5	60
49	長野県	阿南町	91.3	90.9	44
49	長野県	天龍村	91.3	90.3	33
49	鹿児島県	天城町	91.3	91.9	74

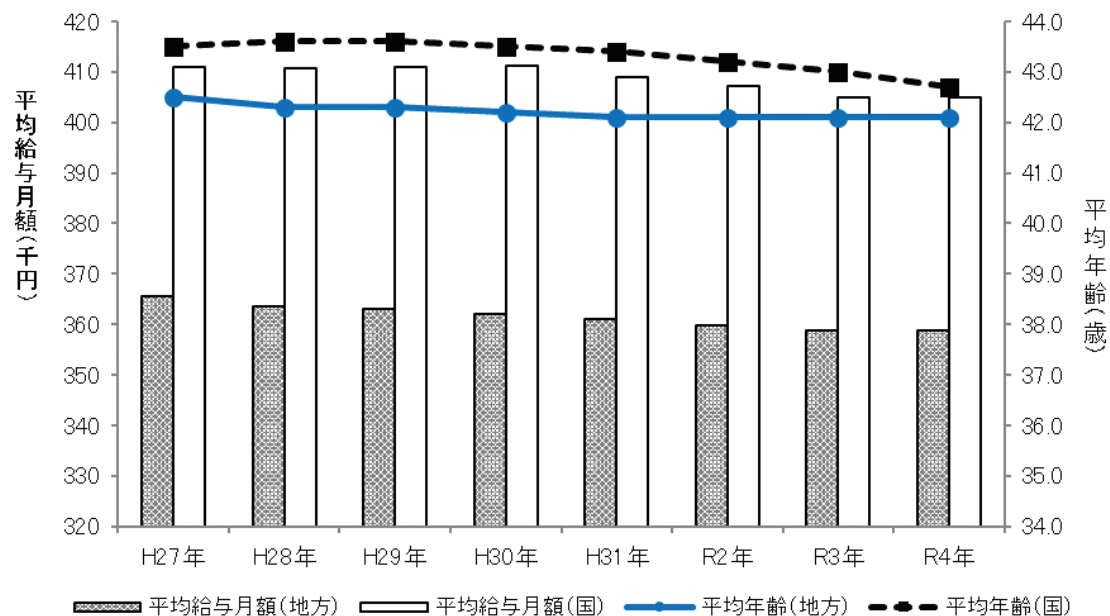
2 平均給与月額

＜第7表＞ 平均給与月額の推移(全地方公共団体・一般行政職)

(単位:円)

区 分		H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年
地方	平均給与月額	367,557	365,549	363,448	362,973	362,047	360,949	359,895	358,878
	平均給料月額	325,130	321,689	319,492	318,639	317,775	316,993	316,040	315,093
	諸手当月額	42,427	43,860	43,956	44,334	44,272	43,956	43,855	43,785
国	平均給与月額	408,996	410,984	410,719	410,940	411,123	408,868	407,153	405,049
	平均俸給月額	334,283	331,816	330,531	329,845	329,433	327,564	325,827	323,711
	諸手当月額	74,713	79,168	80,188	81,095	81,690	81,304	81,326	81,338

※諸手当月額は、比較のため、国の公表資料と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。



＜第8表＞ 団体区分別平均給与月額(一般行政職・R4)

(単位:歳・円)

団 体 区 分	平均年齢	平均給料月額	諸手当月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
全地方公共団体 平	42.1	315,093	86,279	401,372	358,878
都 道 府 県	42.6	320,171	91,441	411,612	361,937
指 定 都 市	41.8	318,310	113,278	431,588	378,248
市	42.0	315,510	79,365	394,875	356,445
町 村	41.3	301,252	52,165	353,417	329,158
特 別 区	40.3	297,359	122,689	420,048	373,825
国	42.7	323,711	—	—	405,049

※「平均給料月額」とは、給料の調整額を含む。

※「諸手当月額」とは、月ごとに支払われることとされている扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものである。

(期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、任期付研究員業績手当、特定任期付職員業績手当及び災害派遣手当は含まない。)

※「平均給与月額」とは、平均給料月額と諸手当月額を合計したものであり、「平均給与月額(国比較ベース)」とは、比較のため国の公表資料と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

＜第9表 職種別平均給与月額(全地方公共団体)＞

(単位:歳・円)

職 種 区 分		年	平均 年齢	平均給料 月 額	諸手当 月 額	平均給与 月 額	平均給与 月 額 (国比較ベース)	国家公務員		
								平均 年齢	平均俸給 月 額	平均給与 月 額
全職種		R4	41.8	325,991	87,211	413,202	369,733	42.5	334,711	413,064
		R3	41.8	326,655	86,719	413,374	370,389	42.7	336,333	414,729
主 な 内 訳	一 般 行 政 職	R4	42.1	315,093	86,279	401,372	358,878	42.7	323,711	405,049
		R3	42.1	316,040	86,908	402,948	359,895	43.0	325,827	407,153
	技 能 労 務 職	R4	51.7	310,231	61,951	372,182	347,689	51.1	286,570	328,416
		R3	51.5	312,157	61,443	373,600	349,920	50.9	286,947	328,603
	高 等 学 校 教 育 職	R4	44.8	369,752	62,449	432,201	409,175	—	—	—
		R3	44.8	371,612	62,537	434,149	411,276	—	—	—
	小・中学校 教 育 職	R4	41.8	350,722	57,615	408,337	392,542	—	—	—
		R3	41.9	352,099	57,328	409,427	393,841	—	—	—
	警 察 職	R4	38.8	325,987	139,692	465,679	374,920	41.4	320,437	379,615
		R3	38.6	324,804	137,078	461,882	373,466	41.4	320,029	378,869

※ 平均給料月額とは、給料の調整額及び教職調整額を含む。

※ 諸手当月額、平均給与月額及び平均給与月額(国比較ベース)は、第8表に同じ。

※ 「高等学校教育職」には特別支援学校、専修・各種学校の教員を含み、「小・中学校教育職」には幼稚園の教員を含む。

※ 国家公務員の数値については、「国家公務員給与等実態調査(人事院)」の結果によるものであり、
一般行政職は行政職俸給表(一)、技能労務職は行政職俸給表(二)、警察職は公安職俸給表(一)の数値である。

3 特殊勤務手当

＜第10表 団体区分別特殊勤務手当(4月分支給額・全職種・職員1人当たり)＞

団体区分	H24		R3		R4		H24 → R4		R3 → R4	
	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり
全 地 方 公 共 団 体	(百万円) 15,329	(円) 5,529	(百万円) 16,334	(円) 5,828	(百万円) 17,009	(円) 6,062	(百万円) 1,680	(円) 533	(百万円) 675	(円) 234
都 道 府 県	6,941	4,580	6,618	4,614	6,906	4,806	△ 35	226	288	192
指 定 都 市	1,136	4,678	1,381	3,860	1,470	4,106	334	△ 572	89	246
市	5,190	7,265	5,959	8,423	6,091	8,608	901	1,343	132	185
町 村	569	4,025	529	3,840	549	3,992	△ 20	△ 33	20	152
特 別 区	60	968	52	824	53	829	△ 7	△ 139	1	5

＜第11表 職種別特殊勤務手当(職種別職員数及び職員1人当たり支給額(4月分)の推移・全地方公共団体)＞

職種区分	H24		R3		R4		H24 → R4	R3 → R4
	職員数	職員1人 当たり	職員数	職員1人 当たり	職員数	職員1人 当たり	職員1人 当たり	職員1人 当たり
全 職 種	(人) 2,772,491	(円) 5,529	(人) 2,802,762	(円) 5,828	(人) 2,805,764	(円) 6,062	(円) 533	(円) 234
一 般 行 政 職	834,874	414	862,706	442	866,009	423	9	△ 19
医師・歯科医師職	12,596	217,507	10,467	212,843	10,327	217,178	△ 329	4,335
看護・保健職	96,473	13,369	85,469	16,446	85,216	16,053	2,684	△ 393
消 防 職	157,127	5,883	162,058	7,056	162,589	8,199	2,316	1,143
高等学校教育職	241,305	4,741	239,752	4,849	238,199	5,079	338	230
小・中 学 校 教 育 職	606,658	2,790	603,909	2,536	604,835	2,847	57	311
警 察 職	255,734	9,071	261,214	7,616	260,980	7,718	△ 1,353	102

※ 「高等学校教育職」には特別支援学校、専修・各種学校の教員を含み、「小・中学校教育職」には幼稚園の教員を含む。

【参考】特殊勤務手当について

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上の特別の考慮を必要とするが、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員にその勤務の特殊性に応じて支給される手当。

(例)

- ・防疫等作業手当(感染症病棟における患者の看護に従事したとき)
- ・緊急診療待機手当(緊急の診療業務のため、勤務時間外に待機を命ぜられ、緊急業務に従事したとき)
- ・銃器犯罪捜査従事手当(銃器を使用した犯人等の逮捕業務に従事したとき) など

[参考] 地域手当補正後ラスパイレス指数

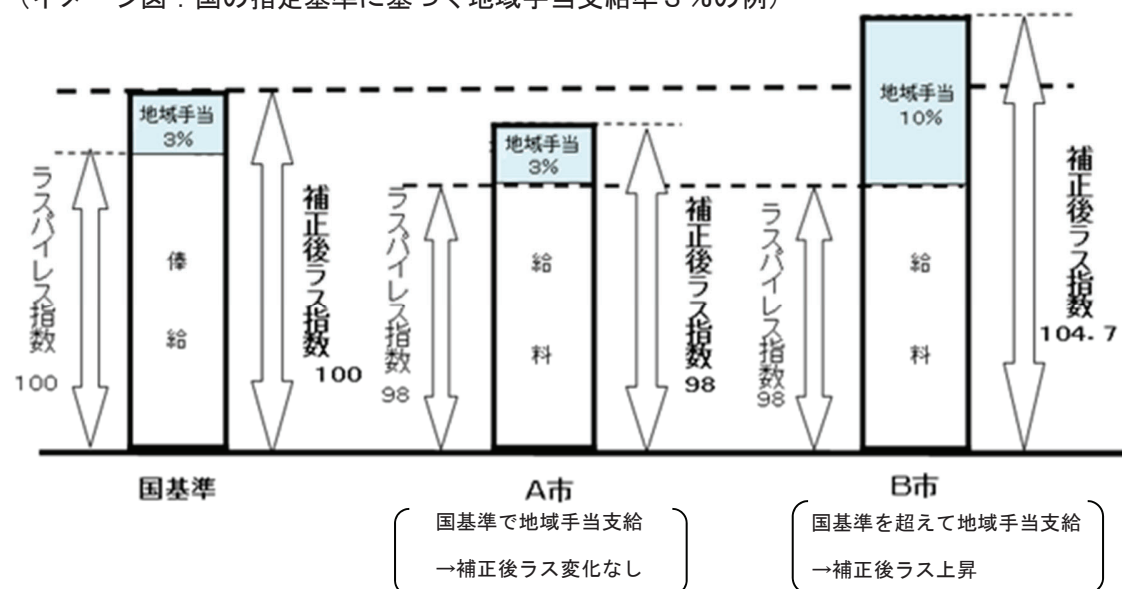
平成18年度からの国の給与構造改革に伴い、給料表の引き下げとともに、地域の民間賃金水準を基礎とした客観的な支給基準に基づく地域手当が導入されたことから、地域手当を加味した、地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数）を参考として算出したものである。

1 地域手当補正後ラスパイレス指数の算出方法

$$\text{地域手当補正後ラスパイレス指数} = \frac{\text{補正前のラスパイレス指数} \times (1 + \text{当該団体の地域手当支給率})}{1 + \text{国の指定基準に基づく地域手当支給率}^{\ast}}$$

※都道府県及び合併市町村については、分母を「1＋国の指定基準に基づく地域手当の都道府県・合併市町村職員への加重平均支給率」として算出。

（イメージ図：国の指定基準に基づく地域手当支給率3%の例）



2 地域手当補正後ラスパイレス指数（団体区分別平均）

令和4年4月1日現在

区 分	ラスパイレス指数 A	地域手当補正後 ラスパイレス指数 B	差 引 B - A
全地方公共団体平均	98.9	98.8	△ 0.1
都 道 府 県	99.8	99.3	△ 0.5
指 定 都 市	99.7	99.7	0.0
市	98.7	98.7	0.0
町 村	96.3	96.5	0.2
特 別 区	98.8	98.8	0.0

[参考] ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値

国の本府省の事務次官や局長等の指定職俸給表適用職員については、その職務と責任が特殊であり、給与制度についても昇給制度の適用がなく扶養手当などが支給されない等、行政職俸給表（一）適用職員と異なることから、地方公務員の一般行政職と比較するラスパイレス指数の対象には含めていない。

しかし、地方公共団体から指定職を含めてラスパイレス比較を行った数値の算出要望が多く出ていることを踏まえ、試みとして算出したものである。

1 指定職俸給表が適用される範囲

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）（抄）

（指定職俸給表の適用範囲）

第十五条 指定職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。

- 一 事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官及び消費者庁長官
- 二 外局（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第三項の庁をいう。）の長官
- 三 会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣府審議官、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、警視總監、カジノ管理委員会事務局長、金融国際審議官、デジタル審議官、総務審議官、外務審議官、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、医務技監、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官、地球環境審議官及び原子力規制庁長官
- 四 国家行政組織法第三条第二項の省、会計検査院事務総局、人事院事務総局、内閣府、公正取引委員会事務総局、警察庁及び金融庁の官房長及び局長
- 五 気象大学校長及び海上保安大学校長
- 六 経済社会総合研究所長
- 七 規模の大きい試験所若しくは研究所又は困難な研究を行う試験所若しくは研究所の長（前号に掲げる職員を除く。）で指令で指定するもの
- 八 規模の大きい病院若しくは療養所又は困難な医療業務を行う病院若しくは療養所の長で指令で指定するもの
- 九 その他前各号に掲げる職員に準ずる職員で指令で指定するもの

指定職俸給表適用職員数（令和4年4月1日現在） 958人

（行政職俸給表（一）適用職員数（ " ） 139,947人）

2 ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値（団体区分別平均）

＜試算方法＞

- ① 指定職俸給表適用職員については、上記958人全てを含める。
- ② 指定職には管理職手当が支給されず、指定職の俸給額（給料額）には管理職手当相当額も含まれていると考えられることから、管理職手当相当額を減じて計算する。
- ③ ①②を踏まえて、「令和4年国家公務員給与等実態調査」による「行政職俸給表（一）」と「指定職俸給表」の2つの集計表の「人員」「平均俸給額」を、経験年数階層別・学歴別に合算して仮定計算した「平均俸給額」を算出し、これを用いてラスパイレス指数と同様に算出する。

令和4年4月1日現在

区 分	ラスパイレス指数 A	指定職を含めた 場合の試算値 B	差 引 B - A
全地方公共団体平均	98.9	98.3	△ 0.6
都 道 府 県	99.8	99.1	△ 0.7
指 定 都 市	99.7	99.1	△ 0.6
市	98.7	98.1	△ 0.6
町 村	96.3	95.7	△ 0.6
特 別 区	98.8	98.2	△ 0.6

2 他の給与関連調査結果

<参考1>

給与制度・運用の適正化状況 P1

<参考2>

地方公務員給与の「わたり」の状況について P2

<参考3>

地方公務員の地域手当について P5

<参考4>

地方公務員の自宅に係る住居手当について P6

<参考5>

技能労務職員の給与について P8

令和4年12月

総 務 省

(連絡先)

自治行政局 公務員部 給与能率推進室

担当：神谷課長補佐・高橋係長

電話：03-5253-5549(直)

03-5253-5111(代)

<参考1>

給与制度・運用の適正化状況

令和3年度中において、給料表の適正化等、給料の水準適正化のための措置を講じた団体は延べ7団体。また、諸手当や退職手当の適正化の取組を行った団体は延べ39団体であった。

○ 令和3年度中における給与適正化等の状況

(単位:団体)

区 分	わたり の適正化	給料表 の適正化	退職時特別 昇給等の 適正化	小 計 (A)
都道府県	0	0	0	0
指定都市	0	0	0	0
市 区	0	5	0	5
町 村	0	2	0	2
計	0	7	0	7

区 分	諸手当の適正化			退職手当 の適正化	小 計 (B)	合 計 (A) + (B)
	特殊勤務 手 当	住居手当	その他の 手 当			
都道府県	1	0	0	0	1	1
指定都市	0	1	0	0	1	1
市 区	10	3	7	1	21	26
町 村	7	7	2	0	16	18
計	18	11	9	1	39	46

(注) 団体数は部分的な取組を含み、合計は延べ数である。

地方公務員給与の「わたり」の状況について

地方公務員給与の「わたり」とは、

- ① 給与決定に際し、等級別基準職務表に適合しない級へ格付を行うこと
- ② ①の他、実質的にこれと同一の結果となる等級別基準職務表又は給料表を定めること

により、給与を支給することをいう。

○ 地方公務員法第24条第1項

職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。（職務給の原則）

「わたり」の制度のある団体（令和4年4月1日時点）

「わたり」の制度のある団体は 3 団体（0.2%）

〔対前年度比：0 団体〕

（単位：団体）

区 分	令和4年 4月1日時点	令和3年 4月1日時点	R4-R3	（参考） 平成21年 4月1日時点※2
全 団 体	3／1,788 (0.2%) ※1	3／1,788 (0.2%)	0 団体	221／1,847 (12.0%)
都道府県	0／47 (0.0%)	0／47 (0.0%)	0 団体	3／47 (6.4%)
指定都市	0／20 (0.0%)	0／20 (0.0%)	0 団体	1／18 (5.6%)
市	3／772 (0.4%)	3／772 (0.4%)	0 団体	127／765 (16.6%)
町 村	0／926 (0.0%)	0／926 (0.0%)	0 団体	90／994 (9.1%)
特別区	0／23 (0.0%)	0／23 (0.0%)	0 団体	0／23 (0.0%)

※1 各欄において、分子は「わたり」の制度がある団体数を、分母は区分別団体数を示す。

※2 総務省において、地方公務員給与の「わたり」の状況について、初めて調査・取りまとめを行い、その結果を公表した時点の数値。

<参考2－②>

○ 地方公務員給与の「わたり」に係る状況

令和4年4月1日現在

都道府県名	団体数 (団体)	人数 (人)	市区町村名	対前年度比	
				(団体)	(人)
大 阪 府	3	770	池田市、貝塚市、茨木市	0	▲ 23
合 計	3	770		0	▲ 23

<参考2—③>

○「わたり」の制度を廃止済みの団体(経過的に実態が残っているもの)

令和4年4月1日現在

1 都道府県

青森県、岩手県、山形県、福島県、埼玉県、千葉県、新潟県、愛知県、京都府、熊本県、沖縄県

2 指定都市

浜松市、熊本市

3 市町村 (指定都市を除く)

北海道	室蘭市
青森県	弘前市
福島県	郡山市
東京都	武蔵野市、小平市、日野市
大阪府	岸和田市、摂津市、泉南市、熊取町
奈良県	大和郡山市、生駒市、田原本町
香川県	坂出市
大分県	大分市
宮崎県	日向市、えびの市
鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、西之表市、薩摩川内市、霧島市

地方公務員の地域手当について

全地方公共団体の約3割の団体において、地域手当を支給している。そのうち、国基準を上回る支給率である団体は、60団体。

○ 地域手当の支給状況(令和4年4月1日時点)

区 分	地域手当 支給団体数	国基準との比較			区分別 団体数
		同様	上回る	下回る	
全地方公共団体	466 (26.1%)	348 (19.5%)	60 (3.4%)	59 (3.3%)	1,788
都道府県	32 (68.1%)	4 (8.5%)	1 (2.1%)	27 (57.4%)	47
指定都市	19 (95.0%)	19 (95.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20
市町村	392 (23.1%)	302 (17.8%)	59 (3.5%)	32 (1.9%)	1,698
特別区	23 (100.0%)	23 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	23

※国の支給基準を満たす支給地域であるが、実際には地域手当を支給していない団体(1団体)があるため、地域手当支給団体数欄から除いている。
※割合は、区分別団体数に対するものである。

○ 国基準を上回る支給率の団体

区 分	団体数	団 体 名
都道府県分	1	東京都
市町村分	59	
茨城県	1	東海村
群馬県	1	中之条町
埼玉県	3	川口市、戸田市、三芳町
千葉県	5	市川市、流山市、鎌ヶ谷市、君津市、芝山町
東京都	8	三鷹市、東久留米市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
神奈川県	10	藤沢市、綾瀬市、寒川町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、愛川町、清川村
山梨県	1	昭和町
静岡県	4	湖西市、清水町、長泉町、小山町
愛知県	12	岡崎市、一宮市、半田市、碧南市、安城市、小牧市、東海市、大府市、高浜市、飛島村、武豊町、幸田町
三重県	2	朝日町、川越町
京都府	2	大山崎町、久御山町
兵庫県	2	稲美町、播磨町
福岡県	8	筑紫野市、宗像市、古賀市、篠栗町、須恵町、久山町、荏田町、みやこ町

地方公務員の自宅に係る住居手当について

全地方公共団体の9割の団体（1,624団体／1,788団体、90.8%）が、自宅に係る住居手当を廃止している。

国においては、平成21年に自宅に係る住居手当が廃止されており、総務省としては、地方公共団体においても、廃止を基本とした見直しを行うことを助言している。

自宅に係る住居手当の制度のある団体（令和4年4月1日時点）

自宅に係る住居手当の制度のある団体は **164団体（9.2%）**

〔対前年比：▲5団体〕

（単位：団体）

区 分	令和4年 4月1日時点	令和3年 4月1日時点	R3—R2
全 団 体	164／1,788 (9.2%)	169／1,788 (9.5%)	▲5団体
都道府県	0／47 (0.0%)	0／47 (0.0%)	0団体
指定都市	1／20 (5.0%)	1／20 (5.0%)	0団体
市町村	163／1,698 (9.6%)	168／1,698 (9.9%)	▲5団体
特別区	0／23 (0.0%)	0／23 (0.0%)	0団体

※ 各欄において、分子は自宅に係る住居手当の制度のある団体数を、分母は区分別団体数を示す。

※ 「制度がない団体」には経過措置を設けている団体も含む。

自宅に係る住居手当の制度が残っている団体（令和4年4月1日現在）

○都道府県(0団体)

○指定都市(1団体)：神戸市

○市区町村(指定都市を除く)

都道府県名	制度が残っている 団体数	市区町村数
北海道	104	178
青森県	0	40
岩手県	0	33
宮城県	0	34
秋田県	0	25
山形県	0	35
福島県	0	59
茨城県	1	44
栃木県	0	25
群馬県	0	35
埼玉県	14	62
千葉県	0	53
東京都	0	62
神奈川県	18	30
新潟県	0	29
富山県	0	15
石川県	0	19
福井県	0	17
山梨県	0	27
長野県	0	77
岐阜県	0	42
静岡県	4	33
愛知県	0	53
三重県	6	29
滋賀県	0	19
京都府	0	25
大阪府	1	41
兵庫県	6	40
奈良県	0	39
和歌山県	4	30
鳥取県	0	19
島根県	0	19
岡山県	0	26
広島県	0	22
山口県	1	19
徳島県	0	24
香川県	0	17
愛媛県	0	20
高知県	0	34
福岡県	4	58
佐賀県	0	20
長崎県	0	21
熊本県	0	44
大分県	0	18
宮崎県	0	26
鹿児島県	0	43
沖縄県	0	41
合 計	163	1,721

<参考5>

技能労務職員の給与について

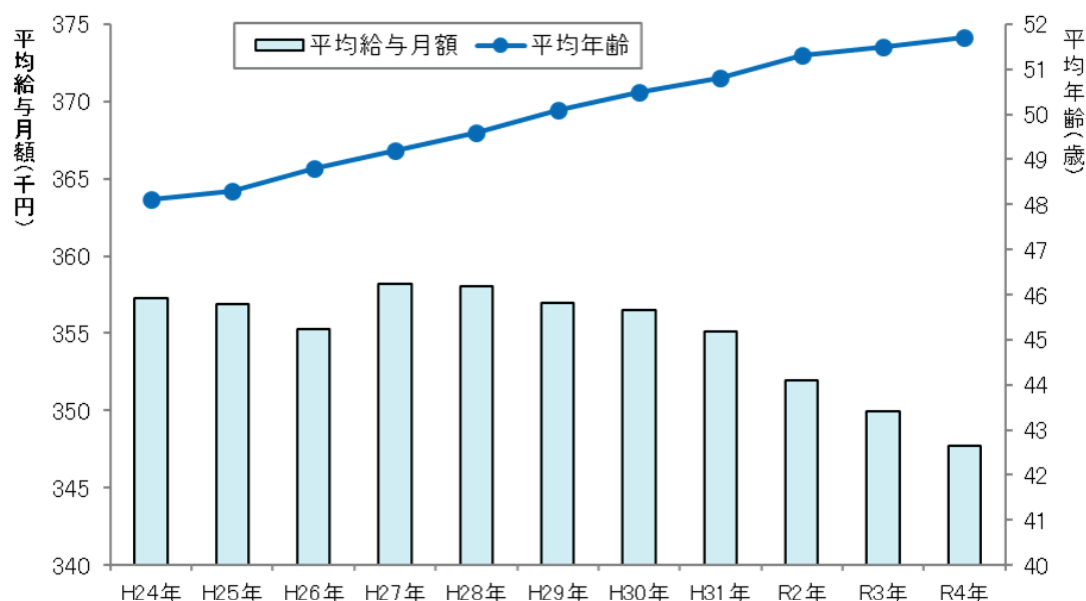
技能労務職員の給与は、近年、平均年齢が上昇する中で抑制基調で推移している。

○ 技能労務職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額

区 分	地方公務員				国家公務員			
	平均年齢 (歳)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)	対前年増減率 (%)	平均年齢 (歳)	平均俸給月額 (円)	平均給与月額 (円)	対前年増減率 (%)
全地方公共 団 体 平 均	51.7	310,231	347,689	△ 0.64	51.1	286,570	328,416	△ 0.06
都 道 府 県	53.8	313,167	344,216	△ 0.80				
指 定 都 市	51.3	312,022	364,510	△ 0.99				
市	51.3	317,815	346,333	△ 0.47				
町 村	50.8	283,041	296,010	△ 0.12				
特 別 区	53.4	291,298	358,327	△ 0.60				

※1 「平均給与月額」は、比較のため国の公表資料と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

※2 国家公務員については、行政職俸給表(二)の数値である。



(単位：円・歳)

	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年
平均給与月額	357,233	356,855	355,261	358,186	358,060	356,920	356,487	355,122	351,974	349,920	347,689
平均給料月額	318,959	319,325	318,107	320,291	318,209	317,632	317,277	316,274	313,801	312,157	310,231
諸手当月額	38,274	37,530	37,154	37,895	39,851	39,288	39,210	38,848	38,173	37,763	37,458
平均年齢	48.1	48.3	48.8	49.2	49.6	50.1	50.5	50.8	51.3	51.5	51.7

(参考)

技能労務職員の給与については、一般行政職と異なり、労使交渉を経て労働協約を締結することができるが、法律上、職務の内容や責任に応ずるものとしなければならないとされている(地方公営企業法第38条、地方公営企業等の労働関係に関する法律第7条、附則第5項)。